

第188回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成31年3月15日(金)
	午前10時00分～10時45分
場 所	群馬県庁29階 第1特別会議室

第188回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成31年3月15日（金） 午前10時00分～10時45分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、田中 麻里、堀越 恒弘、齋藤 利志子、
小林 享、小山 洋、石原 康弘（代理 小嶋 正雄）、
浅川 京子（代理 後藤 勝治）、井下 泰伸、高橋 正、多田 善洋、
大塚 利勝
- 4 欠席委員 茂原 荘一、後藤 克己
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、松井室長、藤城次長、青木次長
建築課 茂木次長
- 6 議案
第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第2号議案 前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第188回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第188回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在13名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(藤城次長)

お手元の群審報第115号をご覧ください。前回の審議会以降、1名の異動があり、県議会議員であった荒木^{あらか} 恵^{けい}司^じ様が退任され、多田^{ただ} 善^よ洋^{ひろ}様が就任されました。以上でございます。

(眞庭課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第188回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。以降の進行につきましては、丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いします。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。大澤委員と小山委員をお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(藤城次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。

審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで、事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(藤城次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が5名、報道関係者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、写真撮影はよろしいでしょうか。

(写真撮影なし)

(丸山会長)

それでは、ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いた

します。事務局から説明を求めます。

(建築課・茂木次長)

建築課次長の茂木と申します。よろしく申し上げます。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」御説明します。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設については、建築基準法で建築が制限されていますが、群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないものと認め、特定行政庁が許可した場合は、建築が可能となっています。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、許可申請されたもので、許可権者の特定行政庁である太田市長が、本審議会に付議し、御審議いただくものです。

お手元の議案書、1ページをご覧ください。

太田市長からの付議書の写しになります。

議案書の2ページをご覧ください。

付議案件の概要になります。

【名称】は、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】は、指定のない区域（市街化調整区域）

【申請者】は、群馬県桐生市広沢町五丁目4714番地
明盛宏産株式会社 代表取締役 めいせいこうさん 山野井 やまのい 清明

【所在地】は、群馬県太田市吉沢町2706番2 ほか6筆

【敷地面積】は、10,620.22平方メートル

【主な施設】は、産業廃棄物処理施設

【処理能力】は、がれき類の破砕で

一日あたり 1,608トン の処理能力です。

申請の経緯について御説明します。申請者の「明盛宏産株式会社」は、昭和39年に設立し、当該敷地を採石場とする「碎石の製造及び販売」を行ってきました。

その後、平成17年に、産業廃棄物である「木くず」の破砕処理による事業拡大を目的に、最初の当該許可、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を取得し、碎石処理設備の更新等を踏まえ、地域住民の理解の下、良好な関係を保ちつつ、10年以上にわたる操業を継続しているところです。

この度の計画は、「木くず」に加えて、主に、建設解現場から排出される、コンクリートがら等の、「がれき類」の破砕処理事業を追加するための機器を新たに設置することから、再度の当該許可申請に至ったものです。

また、「がれき類」の破砕処理事業については、現在、太田市藪塚町において行っているところですが、施設の周囲には住宅が点在する地域でもあることから、周囲を山林に囲まれた当該敷地へ集約する予定です。

それでは、本案の詳細につきまして、許可権者である、太田市建築指導課 とみしま 富島課長から御説明させていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課長の富島と申します。

第1号議案についての補助説明をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議案添付図面に沿って、御説明いたします。

お手元の図-1、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、太田市の都市計画図になります。

図面の上が北、上部の赤い部分が申請地になります。

申請地は、太田市役所から直線距離で6.92kmの、工業専用地域、準工業地域に近接した市街化調整区域内に位置しています。

申請地から最も近い小中学校は、2.2kmの太田市立毛里田^{もりた}中学校です。

病院や診療所、保育所などの施設は、近隣にはありません。

お手元の図-2、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取図になります。

図面の上が北で、凡例を左下の枠内に示しています。

申請敷地は、碎石採取の跡地内にあり、窪地であります。

周辺状況は、西側は碎石採取後の山肌が段上に表しとなっており、植栽が施され、南側は採石場、北側は平地で、採石場内の降雨処理のための調整池があります。

また、申請地の周囲は全て、明盛宏産株式会社所有の土地であるため、住宅地との緩衝帯としての役割も果たしております。

申請地に最も近い住宅との直線距離は、約110mになります。

申請地から300m以内の住宅が属する、太田市吉沢町の「吉沢2区」の地元区長に対し、近年では、3回訪問し、事業計画について説明を行いました。

地元住民へは、区長より、会議の場で、計画の概要を説明していただき、御理解をいただいています。

廃棄物の搬入・搬出経路は緑色の線で示しています。

申請地へは、国道50号線、県道太田桐生線から、市道太田吉沢町1174号線を通行し、搬入、搬出する計画です。

いずれの道路も、通学路の指定はありません。

お手元の図-3、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは配置図になります。

図面の右が北を示し、左下に建築物の一覧表を、右に凡例を示しています。

敷地面積は、10,620.22平方メートルで敷地境界を赤線で示しています。

敷地出入口を除く敷地周囲には、高さ3mと4mの万能鋼板を設置して、騒音や粉じん等の周辺への影響に配慮しています。

申請地は、公共物や水路等を介して約11mの幅員にて市道に面しております。

また、構内までは9m程度の幅員による通路により、搬入、搬出が行われています。

ピンク色の既存建築物内には、破碎処理能力119.2トンの既存の木くずの破碎機が、設置されています。

今回は、黄色で示す537.91平方メートルの申請建築物内に新たに、破碎処理能力1,608トンの、がれき類の破碎機を設置する計画です。

緑色の破線で囲われたエリアで、破碎処理が行われます。

破碎処理は、建築物内に設置された破碎機で行いますが、集塵機や散水設備も整備されており、騒音や粉塵など、周辺への影響に配慮しています。

搬入経路は赤色の矢印で、搬出経路は青色の矢印で示しています。

雨水排水については、申請地北西端にあります油水分離槽を介して、北側の調整地へ排出する計画であり、排水経路の変更はありません。

お手元の図-4、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、処理工程詳細図になります。

処理前保管場所にて一時保管された廃棄物は、ホイールローダーにより、①の動線で、②の一次破碎機に投入され、100ミリ程度の粒度となります。

その後、③の磁選機を経由し、有価物である鉄くずを分別します。その後、ベルトコンベアで④の2次破碎機に投入されます。

その後、再び、⑤の磁選機を経由、⑥の選別機にて篩いにかけて、粒度が40ミリ以下となっているものは、⑦のベルトコンベアで処理後保管場所に堆積され一時保管されます。

また、粒度の大きいものは、再度、④の2次破碎機の工程から、繰り返すこととなります。

お手元の図-5、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、先程御説明させて頂いた処理工程を含む、搬入から搬出までの全体工程になります。

図の左から右へ、産業廃棄物が搬入、製品化され、搬出されるまでの工程を示しています。

今回の破碎機は、1次破碎機及び、2次破碎機を設置します。

2次破碎機での破碎は、必ず、1次破碎機を経由するため、破碎処理量は、1次破碎機の処理能力を超えることはありません。

お手元の図-6、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、「廃棄物処理施設の設置手続きの概要」になります。

図の左上の「廃棄物処理法」の手続きについては、平成30年2月9日付けで事前協議が開始され、昨年11月8日に事前協議が終了しています。

建築基準法の手続きについては、中央の着色部分をご覧ください。

昨年11月30日に、建築基準法第51条ただし書に基づく、許可申請がなされ、本日に至っています。

申請者の意向では、許可が得られた後、建築確認及び、関係法令等の手続きを経て、施

設の稼働開始は、12月頃を予定している、とのことです。

スクリーンによる説明は、以上になります。

続いて、都市計画上の支障の有無について、補足説明をさせていただきます。

計画施設は、住宅の解体工事や道路工事などで発生する、産業廃棄物を受け入れ、それらを破碎処理し、再製品化するなど、循環型社会の推進に貢献する、社会経済上、必要な施設です。

申請者は、平成20年より、当地で産業廃棄物の破碎事業を行っており、これまでトラブルはありません。

また、地元区長と周辺住民に、事業に対して御理解をいただいています。

騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査書から、いずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られています。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議するものです。

太田市からの補助説明は以上です。よろしく願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

確認したいことがあるんですが、発生源から処理に至る物的流れについては確認しているのですが、発生したときの質の問題なんですけど、搬入される産業廃棄物の質、例えば化学的な問題だとか、油で汚染されているなど、発生した時点での産業廃棄物の質のチェックというのは、現状ではどのようになっているのですか。教えていただきたい。

(太田市)

太田市の大谷です。よろしく願いします。

受け入れ時、現場で発生しまして、それを車両で運んでくるんですけれども、受け入れ時に、目視で確認しております。今回の場合ですとコンクリートがらによく建物の基礎になりますので鉄筋が付着しているので、鉄筋は有価物で先ほど御説明させていただいたとおり金属くずということで有価物になりまして、それ以外はコンクリートで再生採石RC-40として製品として出荷されます。基本的には目視になります。

(小林委員)

目視は限界がありますけれども、質的な問題は現状ではチェックができないということですね。

(事務局)

建築課の金澤です。基本的に御承知のとおり廃棄物処理法の方で、今心配されているよ

うな廃棄物につきましては、まず一次保管場所で閉鎖的な空間でまず処理が行われます。その時点において、今太田市から説明があったとおり、まず目視で可能な限り選別をします。受け入れ先につきましても、マニフェスト等の管理できちんとまず搬入する前に、排出については事業者として責任をもったものを運ぶことになっておりますが、もし誤って、場内に又は室内に搬入された場合には、まず密閉された空間の中で一応選別をして、今御心配されている油分であるとか、または環境ホルモンみたいなものについては、一年に一回の廃棄物法の協議等の中で対応して、外への影響は未然に防ぐという流れのなかで処理は行われています。

(小林委員)

どうもありがとうございます。

もう一点よろしいですか。ベースマップの話なんですけど、提供していただいている資料、ベースマップで、今結構めまぐるしい形で新しい建物が建ったりとかあるんですけども、使用されるベースマップ、一般的な話ですけども、いつ時点のものか。例えば住宅などはあつという間に建ってしまうので、そういうベースマップの扱いについて何か基準はありますか。

(事務局)

建築課の金澤です。基本的に事前協議の期間というのが定められていて、2年以内の、先ほど最終の資料を御説明差し上げたんですけども、2年という対応期間の中で本計画が有効と。ですからその間に今おっしゃられているような状況の変化があった場合には、再度協議にかけられるケースと、軽微な変更の場合には報告だけで次のステップに進むという流れが取られております。

(小林委員)

ありがとうございました。

(大澤委員)

図-6の廃棄物処理施設の事前協議を拝見しますと、説明会の実施は手続き省略とあるのですが、先ほどの説明によると住民への説明をなされたという話があったと思いますけれども、そのあたりの関係はどうなんでしょうか。

(太田市)

太田市の大谷です。廃棄物処理法では今回の案件については近隣の住民の説明等については不要の案件となっております。私の方で廃棄物処理法の確認をしたところ、必要な場合は主に最終処分場の新設であるとか、設置する場合には廃棄物処理法で説明会が必要なんですけれども、今回の案件については不要な案件となります。ただ、そうは言っても地元へ理解が必要でありますので、事業者の方で積極的な動きをとっていただき、まず区長さんに、近年では3回ほど、訪問説明をしております。区長さんの方から地元住民の方へ御説明をいただいて、御理解をいただいている次第でございます。以上です。

(大澤委員)

ありがとうございます。追加なんですけれども、実際に区長さんや住民に説明したときに、何か意見などは出てきたのでしょうか。

(太田市)

今まで特に、意見は出ていないと聞いております。

(丸山会長)

その他ございますか。

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案「前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・茂木次長)

引き続き、茂木より「第2号議案」について、御説明いたします。

「第1号議案」と同様に「前橋都市計画区域内」における「産業廃棄物処理施設」の敷地位置について、許可権者である前橋市長が本審議会へ付議し、御審議いただくものです。

お手元の議案書、3ページをご覧ください。

前橋市長からの付議書の写しになります。

議案書の4ページをご覧ください。

付議案件の概要になります。

【名称】は、前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】は、指定のない区域（市街化調整区域）

【申請者】は、群馬県前橋市泉沢町1250番地6

株式会社 オダワラ 代表取締役 小田原 剛

【所在地】は、群馬県前橋市泉沢町1250番6 ほか2筆

【敷地面積】は、4,352.19平方メートル

【主な施設】は、産業廃棄物処理施設

【処理能力】は、木くずの破砕で一日あたり「163.2トン」の処理能力です。

申請者の株式会社オダワラは、平成17年に、建築基準法第51条ただし書許可を取得

し、一日当たりの木くずの破碎処理能力を「74.4トン」として、操業していた関連会社の事業を承継し、平成20年に設立しました。

その後、翌年から、当該敷地位置にて、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理・収集運搬業に加え、木くずの破碎処理を約13年間継続して行なってきました。

この度、既存施設に係わる設備の変更及び建築行為等はありませんが、「木くず」の受け入れ事業の拡大計画に関し、廃掃法に基づく「比重の見直し」による処理能力計算を行なったところ、当初の許可処理能力の「1.5倍」を超えたことから、再度の当該許可の取得が必要となったものです。

それでは、本案の詳細につきましては、許可権者であります前橋市建築指導課 川合課長から御説明させていただきます。

(前橋市)

前橋市建築指導課長の川合と申します。よろしくお願いいたします。

第2号議案につきまして、引き続き御説明させていただきます。

それでは、お手元の図-7、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、前橋市の「都市計画図」となります。

赤字で示された申請地は、JR駒形駅から北へ約4.5kmに位置する市街化調整区域の泉沢工業団地の一角となります。

泉沢工業団地の南には、工業団地への主たるアクセス道路となっている主要地方道前橋・西久保線が通っております。

続きまして、お手元の図-8、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは「付近見取図」になります。

申請地から最も近い住宅との距離は、北へ約120mになります。また、申請地から最も近い小中学校は、南へ約280mの前橋市立荒子小学校です。保育所、老人ホーム、病院等の施設につきましては、近隣にはございません。

「前橋市建築基準法許可等に関する要綱」に基づき申請地から周囲50m以内の利害関係者に対し、個別訪問にて説明を行っており、計画内容につきまして反対意見はなく、御理解をいただいております。

廃棄物の搬入経路は「赤色」の矢印、搬出経路は「青色」の矢印で示しておりますが、現在のルートからの変更はございません。

通学路につきましては、凡例のとおり「オレンジ色」の線で示してあります。

点線となっているルートは、荒子小学校により「片側通行」が指定されている部分です。

通学路における交通対策としましては、申請者が搬入搬出事業者に対し、登下校時における車両の通行制限を依頼しており、生徒児童への安全配慮に心掛けています。

また、この度の計画に伴う搬入搬出車両の増加対策としましては、通行車両の集中を防ぐため、複数台の搬入が予想される事業者に対し、委託契約書等を交わす際、搬入時間を分散するよう依頼することとしております。

続きまして、お手元の図ー 9、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは「配置図」になります。

方位は図面の右が北となっております。「赤」の実線で囲われた部分の申請敷地面積は、4, 3 5 2. 1 9 m²です。

申請地は、南側が幅員 9 m、北側が幅員 5. 9 mの市道に面していますが、申請地と北側の道路については、約 1. 7 5 mの高低差があることから北からの車両の出入りは無く、出入り口は南側の 1 か所となります。

周囲への影響に配慮し、北側・東側の全面及び、西側・南側の一部に約 3. 3 m～6. 5 mの防音壁が設置されております。

「黄色」で塗られた部分は、申請建築物となっております。

先に説明させていただきましたとおり、申請建築物は、既存建築物であり、新築・増築等の建築行為はありません。

木くずの破砕機については、申請建築物の、ほぼ中央に設置されております。

破砕時は、電動シャッターを閉めて処理を行い、併せて、集塵機や散水等を用いることで、騒音や粉塵に対する周辺への影響に配慮しております。

続きまして、お手元の図ー 1 0、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、敷地内の木くずの処理工程を示した「処理工程図 1」となります。

方位は図面の右が北となっております。

南側の道路の出入り口から搬入された廃棄物は「①トラックスケール」にて受入・計量を行い、図面右手の入口から入ります。

次に「②処理前保管場所」にて荷下ろしを行い、木くず以外の品目が混在していないか目視検査及び分別を行い、保管されます。

次に「③破砕機」へ油圧ショベルにて木くずを投入し、破砕されます。

「④ふるい機」にて、破砕処理後のチップの選別を行います。

処理後のチップは、そのサイズに応じて「⑤処理後保管場所」で保管され、「⑥積込場所」で、チップのサイズに応じてトラックに積み込まれます。

チップを積み込んだトラックは、図面左手の出口から出た後、「⑦トラックスケール」にて積荷計量を行い、搬出されます。

続きまして、お手元の図ー 1 1、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは「処理工程図 2」となりますが、産業廃棄物の処理に係る概要です。

図面左手の「受け入れ廃材」は、従来からの解体現場などから搬出される比較的乾燥された「廃木材」と「木質パレット」、今回許可申請の要因となった「比重の重い伐採木（生木）」を示します。

図面中央の下段をご覧ください。

破砕機の「タブ（投入）」と示された場所に投入された木くずは、高速回転によるハンマミルの衝撃力により、破砕されます。

破砕されたチップは、搬出コンベアにて図面の左に運ばれ、先端の磁選機にて磁力による「金属くず」の選別・除去を行います。

選別・除去された「金属くず」は「黒い点線」で示すコンテナに運ばれます。

一方、図面右手となりますが「ふるい機」に掛けられた「木くず」は、「発電燃料」としてリサイクルされる「燃料チップ」と、「堆肥原料や敷料」としてリサイクルされる「アンダーサイズチップ」の2種類に分けて、搬出されます。

続きまして、お手元の図-12、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは廃棄物処理施設の設置（変更）手続きの概要になります。図面左上の「1 廃棄物処理法に基づく手続き」につきましては、平成30年4月17日付で事前協議が開始され、同年10月31日に事前協議が終了しております。

図面中央の「着色部分」をご覧ください。

「3 建築基準法51条の許可」につきましては、平成30年12月19日に当該許可申請がなされ、本日に至っております。その他関係法令に基づく手続きについては、記載のとおりです。

図面による説明は以上となります。

続きまして、都市計画上の支障の有無について補足説明をさせていただきます。

前橋市では、「前橋市建築基準法許可等に関する要綱」において、51条ただし書きに係ります当該許可基準を定めており「学校・保育所・病院等から100m以上離れた場所であること」「使用する車両に応じた適切な道路幅員を有すること」「搬入搬出車両の十分な作業スペースが敷地内に確保されていること」など、今回の申請は許可基準に適合するものでございます。

本計画施設は、伐採木（生木）や住宅等解体工事で発生する木くずを受け入れ、それらを破砕処理し、再製品化するなど循環型社会の推進に寄与する社会経済上必要な施設と考えられ、騒音・振動・大気汚染等につきましては、生活環境影響調査書からいずれも法令規制内の計画となっています。

施設の防火対策としましては、申請建築物内にスプリンクラーや熱及び紫外線感知による火災報知器を配備しております。

また、申請者の株式会社オダワラは、現在まで、周辺住民等とのトラブルも無く、良好な関係を構築しており、積雪の際、荒子小学校の出入口を中心に無償で雪かきを行うなど社会貢献活動にも取り組んでいると聞いております。

以上のことから本計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

（丸山会長）

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

（堀越委員）

それでは伺いますけれども、製品にしたものの搬出先はきちんとしているのでしょうか。

というのも、前橋なんですけれども、何年か前から農地に木くずを埋め立てて、農業委員会で10cm以下ではないと駄目だと決めにしたんですけれども、かなり厚く敷いたり、かなり高温だったので虫が湧いたりして、近所に住宅がありまして薬剤散布したりしたことがあります。きちんとした搬出先なのか確認はしているのでしょうか。

(前橋市)

搬出先につきましては、委託契約によりきちんとした処理をされておりまして、搬出につきましては、自社のトラックを使用して搬出しておりますので、その辺はしっかりしていると聞いております。

(堀越委員)

その辺はしっかりとやってもらいたい。

(大澤委員)

図-9の配置図なんですけれども、先ほどの御説明で防音壁が一部敷設されていることですが、これは既にあったものなのでしょうか。

(前橋市)

防音壁につきましては、既設のものでございます。

(大澤委員)

今回、処理能力があがるということで、騒音などは大きくなるかと思うんですが、既存の防音壁で問題がないのでしょうか。

(前橋市)

騒音につきましては、計画書の方で騒音規制以内ということは検討していただいております。それから処理能力はあがりますが、処理能力があがるというイメージですと、みなさん、一度に破砕するというイメージをもたれるかと思いますが、時間当たりの処理量というのは変わらないというふうに考えていただければと思います。

(大澤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(小山委員)

伐採木はどこから搬入されるのでしょうか。県内では特に問題ないかと思うんですが、全国ということになると福島県から放射性物質に汚染されたものが運ばれるということな心配はないのでしょうか。

(前橋市)

前橋市の大山と申します。

伐採木につきましては、廃棄物処理法上の一般廃棄物に該当しておりますので、市内からの搬入が原則となっております。仮に市外から持ち込むようなケースでは、行政がそれを確認するという手続きがございます。

(丸山会長)

他にはございませんか。

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(眞庭課長)

次回、第189回審議会の開催についてですが、通例によりますと第2回定例県議会後、6月頃の開催を予定しております。具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。

本日は以上で終了させていただきます。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：10：45)

(議事録署名人)
